

Title	イギリスに於ける書證法の改正 (一)
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1938
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.17, No.4 (1938. 12) ,p.129- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19381231-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリスに於ける書證法の改正 (一)

峯 岸 治 三

は し が き

一九三八年五月にイギリスに於ては書證法に對し大なる變革を來した法律が制定された。之が即ち「證據法を修正する法律」である。以下に紹介しようとするのはこの法律に外ならぬのであつて、Roland Burrows 及び C. M. Cain 兩氏の共著「The Evidence Act, 1938」に據つた。本文中例へば峯岸二八四頁とあるは、拙著イギリス證據法研究二八四頁を意味し、外國の著者名のみを記載したるものに付ては同書參考書一覽表を参照せられたい。たゞ Osgood だけは第六版に依ることとした。最初に先づ一九三八年法(本文では新法と稱することとする)の正文を掲げ、次に之に關する説明に移ることとしよう。

一九三八年證據法 (Evidence Act, 1938, 1 & 2 Geo. 6, c. 28.)

證據法を修正する法律 (An Act to amend the Law of Evidence) [一九三八年五月二十六日]
係争事實に付ての書證の認容性

(891)

イギリスに於ける書證法の改正

一二九

第一條

(一) 或る事實の直接口頭證據が認容せらるゝ民事訴訟に於ては、或る者に依り文書中に爲されたる陳述にして當該事實を確定すべきものは、其文書の原本を提出するに於ては、以下の條件を具備する場合、之を其事實の證據として認容すべし。即ち、

(i) 陳述者 (The maker of the statement) が

(a) 陳述に依り取扱はれたる事項に付き之を親しく知覺したるとき、

(b) 問題たる文書が繼續的記録 (a continuous record) と稱せらるゝ記録なるか、又は其一部を爲すものなる場合に於て、其陳述 (之に依つて取扱はるゝ事項が陳述者の親しく知覺せざる限りに於ては) を、之等事項を親しく知覺し、又は知覺するを相當なりと思考せらるゝ者に依つて陳述者に與へられたる報告を記録する義務履行上に於て爲したるとき、及び

(ii) 陳述者が訴訟に於て證人として呼出されたるとき。

但陳述者は證人として呼出さるべきものなることの條件は、陳述者が死亡したるとき、其身體的又は精神的狀況の理由に因り證人として出廷することが不適當なるとき、海外に在り其出廷を確保することは之を適當に實行し得ざるとき又は彼を發見すべき相當なる努力失敗

に終りたるときには、之を具備することを要せず。

(二) 如何なる民事訴訟に於ても、裁判所は其訴訟の如何なる程度たるを問はず、事件の總ての状況を考慮し不當の遅延と費用とを生ずるものと確信するときは、次の如き場合に於ても、本條第一項に於て定められたるが如き陳述を證據として認容すべきことを命じ得べく、又はかゝる命令を爲すことなく、かゝる陳述を證據として認容することを得。

(a) 陳述者を利用し得るも證人として呼出されざる場合。

(b) 文書の原本が提出せられざるも、其場合に從ひ、或は之に代り其謄本が提出せられ、或は命令に特定せられたるが如き又は裁判所が是認するが如き方法に依り其眞實なる謄本たることを證明せられたる原本の重要部分の謄本が提出せられたる場合。

(三) 本條に定むるところは、陳述が確定し得べき事實に付ての争を包含する訴訟が繋屬し又は豫期せられたる當時、利害關係ある者に依り爲されたるかゝる陳述を證據として認容し得るものと爲すことなし。

(四) 本條の目的上、文書又は其重要部分が自ら記載せられ、作成せられ、提出せられ又は自ら之に署名し若くは其姓名の頭文字を書し、又然らざれば、かゝる文書として其正確な

ることに付き責に任ずべきことを書面に依り自ら承認するに非れば、文書中の陳述はかゝる者に依り爲されたものと看做さるゝことなし。

(五) 前示諸規定に依り陳述を證據として認容し得るや否やを決定するが爲めには、裁判所は陳述が包含せらるゝ文書の形式又は内容、若くは其他の事情より相當なる推斷を爲すことを得べく、又或る者が證人として出廷するに適するや否やを決定する上に於ては、裁判所は登録せられたる臨床醫師の證明書なりと云はるゝ證明書に基き行爲することを得。訴訟が陪審を以て行はるゝ場合に於て、裁判所が裁判の利害關係上陳述を認容することを不適當なりと認むる理由あるときは、本條所定の條件を具備するに拘らず、裁判所は其自由裁量に従ひ、かゝる陳述を拒絶することを得。

證據に附せらるゝ價值

第二條 (一) 本法に依り證據として認容せらるゝ陳述に附せらるべき價值—若し有りとするれば—を評價する上に於ては、陳述の正確其他に付き適當に行はれ得べき推斷が爲さるゝ總ての事情に對し考慮を爲すべし。特に陳述が陳述せられたる事實の發生及び存在と同時に爲された

るや否やの問題及び陳述者が事實を隠匿し又は不實の陳述を爲す動機を有したるや否やの問題を考慮すべし。

(二) 證據を更に他の證據に依り確證することを要すと爲し、又は確證せられざる證據を取扱ふべき方法を定むる、法律上の規則又は實務の爲めには、本法に依り證據として認容せらるゝ陳述は、陳述者に依り提出せられたる證據の確證として取扱はるゝことなし。

有效なるが爲めには證明(affestation)を必要とする證書の證明

第三條 以下定むるところに従ひ、民事又は刑事孰れの訴訟たるを問はず、有效なるが爲めには證明を必要とする證書は、證明者(attesting witness)に依り證明せらるゝ代りに、證明者生存せざる場合に於て證明せらるべき方法に従ひ證明することを得。

但本條の定むるところは遺言書又は其他の遺言上の文書の證明には其適用なし。

二十年を経過せる文書に付ての推定

第四條 民事又は刑事孰れの訴訟たるを問はず、文書にして二十年以上経過せることを證明せられ

たるもの、又は二十年以上経過せりと云はるゝものなる場合に於ては、本法施行直前、三十年以上経過せることを證明せられ、又は三十年以上経過せりと云はるゝ同様なる性質を有する文書の場合に行はれたる如何なる推定も行はるべきものとす。

デョーヂ五世第十五年及第十六年法律第四十九章第九九條及びデョーヂ五世第二十四年及び第二十五年法律第五十三章第九九條の説明

第五條 一九二五年高等裁判所(統合)法第九九條及び一九三四年州裁判所法第九九條(裁判所手續規則の制定に關す)は、當事者が反訊問の爲め供述者の出廷を希望し、しかも供述者を其目的の爲めに出廷せしめ得るに拘らず、反訊問の爲め供述者(deponent)の出廷又は不出廷を以て、誓約書に依り裁判に際し特定事實を證明し得ることを命ずる命令が、訴訟の如何なる程度に於ても爲さるゝことを定むる裁判所の手續規則を制定する權限を與ふるものなることをこゝに明言す。

解釋及び除外例

第六條 (一) 本法に於ては

「文書」は帳簿、地圖、圖案、製圖及び寫眞を包含す。

「陳述」は口頭に依ると然らざるを問はず、事實の表示を包含す。

「訴訟」は仲裁判斷及び審判 (reference) を包含し、「裁判所」の意義は場合に依つて適宜に解釋すべし。

(二) 本法に於て定むるところは

(a) 本法の規定とは別個に認容し得る證據の認容性を害することなし。又

(b) 本法が制定せられざるもなほ陳述 (declaration) が認容せられざるものなるときは、家系事項に關する如何なる陳述に付ても書證の提出を得せしむることなし。

短稱 (Short title)、範圍及び施行時期

第七條

(一) 本法は一九三八年證據法として引用せらるべし。

(二) 本法はスコットランド又は北部アイルランドには其效力を及ぼさず。

(三) 本法は一九三八年九月一日より之を施行す。

イギリスに於ける書證法の改正

先づ本法施行以前の傳聞證據則(Hearsay Rule)に付き考察するに、從來の傳聞證據則の根本觀念は、裁判外の陳述は之を信憑し得べき證言的斷定として用ふることを禁止するに在る(岸岸二八)。即ち、證人として呼出されざる者の陳述(口頭、書面)は、陳述せられたる事實の眞實性を立證するが爲めに認容せられぬものである(Philson, p. 212; Mannai, p. 95)。換言すれば、證人は其供述するところの事實を五管の一つに依つて知覺しなければならぬ。従つて、其事實の存在を他人より聞き及んだものであつてはならぬのである(Cockle, p. 133; Trepantem)。イギリス法は從來宣誓に對し異常なる効果を附してゐたのであるから、宣誓に代るべき所謂確認的陳述(affirmation)を認むるに至つたのは、さまざまで古いことではない。そこで、證人が直接知覺せざる他の者の陳述に付き供述する場合には——傳聞證據——かゝる他人の陳述は宣誓の上行はれないことを普通とする。而して、かゝる他人の陳述に付き説明する證人は、其事實に付き反訊問せらるゝも大して效果あるものではなく、たと事實の陳述(statement of the fact)に付てのみ反訊問を爲し得るだけである。ところが、事實に付ての反訊問と

事實の陳述に付ての反訊問とは、全く別個の事項と云はねばならぬ。斯の如く、他人の陳述は其他人の觀察力の不正確と云ふことに加ふるに、其陳述を更に傳ふる者—證人—の不正確と云ふ危険が重ねられることゝなる譯である。

そこで、かゝる宣誓せざる陳述は之を證據として認容せざる範圍が事實上極めて大なるものとなるのであつて、例へば、證人が事件發生の當時其事件を記録に留めて置き、しかも其記録は自己の知覺に基く眞實の記録である旨を供述したとするも、之を以て證據として認容することは許されなかつたのである。この場合爲し得ることゝしては、證人はたゞこの記録に基き自己の記憶を新にする位のことであつて、證人は證人席に於て當該事實を口頭を以て陳述するより外ないのである。しかし乍ら、この原則に對しては例外が認めらるゝのであつて、この例外は或は右原則よりも古いものではあるまいかと云はるのである。然らば其例外とは如何なるものであるか。

第一は自認及び自白である(このうちには當事者の面前に於て行はれたる陳述も包含する)。自認及び自白が傳聞證據に關する原則の例外なりや否やに付ては、必しも見解が歸一してをる譯ではない。フィッブソン、ウキルス、ステイヴン、ヒッパート、トレガーセン等は皆例外説を採る者であり、之を以て通説と見ることが出来るが、ベスト、ウィグモア等は反對説を主張してをるのである(一五)

五頁以下参照)。

第二は既に死亡せる者に依り一定の状況の下に爲されたる陳述である (Phipson, p. 220; Phipson)。
 トレガーセンは傳聞證據に關する原則に對する例外を二つに分ち、一般的例外及び特別的例外と爲し、この場合は即ち特別的例外に屬するものとしてゐる (Tregarthen)。^o 而して、死者の陳述の場合の主なるものは之を二つとすることが出来る。即ち、

其一 利益に反する陳述 (declaration against interest) 之は金銭的又は財産的利益に反する陳述であるが、何故にかゝる陳述が證據として認容せらるゝものであるかと云へば、かゝる場合に於ては陳述の不實性 (mischood) が極めて薄弱であるが爲であることせらるゝからである (Taylor, 1, §)。^o

或る婦人の分娩を爲さしめた外科醫(既に死亡せる)が其期日を記載し原簿に、醫療費の記載を爲し之に「支拂済」(Paid)と書添へてあつたが、之は子供の出生期日の證據となるものとせられ、又、支拂済なる語は外科醫の財産的利益に反する陳述なりとせられた。何となれば、右外科醫が若し醫料費請求の訴を提起したとすれば、この「支拂済」なる陳述は彼に對し不利なる證據となり、結局彼は敗訴することとなるからである (Higman v. Ridgway [1808], 10 East 109; 10 R.R. 235) (Coakle, p. 216)。^o

其二 義務履行上の陳述 (declaration in the course of duty) この場合の記載 (entry) は義務の繼

續的連鎖 (continuous chain) の最後の段階なることが立證せられ、又其義務の普通の履行過程 (usual course and routine) に於て爲なれたるものでなければならぬとせらるゝのである (Mercer v. Danne [1905], 71 per Vaughan²、而して、かゝる陳述を證據として認容するの理由は次の諸點に在る (Taylor, 1)。即ち、Williams.

(一) 悪意の動機 (sinister motive) に付て之を疑ふべきものなき場合には、營業の通常の過程に於て行はれた記載は正しきものなりとの推定を生ずる。何となれば、かゝる場合には虚偽の事實を陳述するよりも、真正なることの陳述を爲すことが遙かに容易なりとせらるゝからである。

(二) かゝる記載は相互に確證する (corroborate) する状況の連鎖 (a chain of circumstances) に於て通常其連鎖 (link) を爲すものなるが故である。

(三) 虚偽の記載は店員 (clerk) をして其店主即ち雇主に對し面目を失はしむることゝなるからである。

(四) 營業の遂行上爲さるゝ記載の多くは、數人の調査を受けることゝなるから、誤あらば直に發見されることゝなるからである。

(五) 之等記載に關する事實は一般に餘り多くの人には知れてをらぬところであるから、かゝる記載の爲めに證據法上の嚴格なる規則を緩和することは、眞實の調査上必しもさうでなくとも、屢

(902) 便宜とあることがあるためである (Poole v. Dias (1851), 1. King. N. C.)。

原告(醸造業者)の營業の通常の方法は、ビール配達の荷馬車後が毎夜原告の事務員の許に來り、其日に配達したビールに付き報告することになつてゐたのである。而して、之に關し帳簿に記入するのであるが、事務員と荷馬車後とが之に署名するのである。ところが、果してビールが被告の許に配達されたか否かと問題となつたのであるが、この場合は原告に對しビール何樽と云ふ右帳簿の記載は、所謂義務履行上の陳述として、配達の證據となつたのである (Price v. Torrington [1803], 7 Saik. 285; Ld. Ray. Str.) (Cockle, p. 211; Taylor, 1, § 698)

第三は公文書中の陳述 (statements contained in public documents) である。この種の陳述を證據として認容する理由は次の如くである。

(一) 職務上の義務を履行する上に於て權限ある公衆の代理人 (authorized agents of the public) に依り爲されたる陳述又は記載であること。

(二) 記録せられたる事實は一級公衆の利益又は周知の事實であること。

(三) かゝる公的性質を有する事實は宣誓の上の證人訊問と云ふ方法では、之を證明することが困難であり、否、時としては不可能であること。

次に、公文書とは如何なるものであるかと云へば、大體次の如きものを包含するのである (Thompson, op. cit.,

- (一) 成文法 (statutes) 國家の文書 (State Papers) 官報 (Gazette)
- (二) 公の登記簿 (Public Registers)
- (三) 公の審問調書 (Public Inquisitions) 測量圖 (Surveys) 査定書 (Assessments) 判決録 (Reports)
- (四) 公の證明書 (Official certificates)
- (五) 法人 (Corporation) 會社 (Company) 及び銀行業者 (Bankers) の帳簿、一般的歴史書 (Published Histories) 地圖 (Maps) 辭書 (Dictionaries) 一覽表 (Tables) 等

傳聞證據に關する原則に對する例外は右に述べた如くであるが、第一及び第二の例外は口頭又は書面の陳述を包含してをるのであるが、之等に關する規則は依然として其重要性を失はぬのである。即ち、口頭の陳述 (oral declarations) に適用せらるゝ限りに於ては、右規則は新法に依り何等の影響を被るところがないからである (第六條第(三)項(a))。ところが、新法は文書に包含せらるゝ陳述に對しては一大變革を行つたのであるから、この點に注意すべきである。

(903)
そこで先づ新法第一條が注目せらるゝのであるが、同條第一項(ii)の條件が具備せられ、陳述者が證人として訴訟に於て呼出されたる場合に、本條が既存の法律に如何なる影響を及ぼすかを考察

293-5; Taylor, 2, § 1405).
294; Stephen, art. 150.

ところが、新法に於てはかゝる文書のみならず、其他の文書をも證據として認容し得ることゝなつたのである。即ち、舊法の下に於ては事實と時を同じうして認められなかつたと云ふ理由に依り、又は其文書中に於て取扱はれてゐる事項に付き證人が親しく之を知覺せぬと云ふ理由に依り、證人が記憶を新にする爲め参照し得なかつたやうな文書までも證據として認容し得ることゝなつたのである。然らば、かゝる文書が證據として認容せられたる場合には、「陳述が陳述せられたる事實の發生及び存在と同時に爲されたるや否やの問題」(第二條) (第一項) はたゞ其證據價値乃至信憑力の問題たるに止るのである。従つて、陳述者が五管の一つに依り事實を知覺したる場合のみならず、彼が他の者より事實に付き聞き之を第一條第一項(i)(b)に定められたる狀況の下に記録したる場合に於ても亦證據として認容し得る次第である。

既に或る範圍に於て、公文書中の陳述、特に公の登記簿の内容に付ては其記載が職務の遂行上及び適當なる職員に依つて行はれたる場合に於ては、縱令其事實の發生に付き親しく之を知覺せざる場合と雖も、之が爲めかゝる記載は之を證據として認容し得ないと云ふ譯ではないが(Doe v. Andrews

(905)

B. (Phipson, p. 380; Phipson, Manual,) この規則は私文書に付ても之を適用し得ることゝなつたのであ
756 (p. 164; Taylor, 2, § 1504.

る。而して、新法は他の者より聞きたることに基く陳述の場合であつても、其事實と同時に記載が行はれたることを特に要求するものではないが、其記載は相當の敏速 (reasonable promptness) を以て爲されねばならぬものと解すべきであるから (記載が義務履行上に於て爲さるゝものであるから)、我が法律上の「遅滞なく」と云ふ觀念に相當するのではあるまいか。

同時 (contemporaneity) と云ふ觀念は事實と記載とが全く時間的に同一であることと云ふことを意味するものではない。事實發生の當時 (at the time) 又は事實が記憶に新なる程度に於て事實發生の後間もなく (so shortly afterwards) であらばよいのである。従つて、二週間遅れたと云ふことは必しも同時と云ふ觀念に入らぬと云ふこともなく (R. v. Langton [1877], 2 Q. B. D. 286; 46 L. J. M. C. 136; 35 L. T. 537; 13 Cox C. C. 349)。しかし乍ら、事實の發生と記載との間が六週間 (R. v. Kitch [1795], 25 How. St. Tr. 392) 又は六ヶ月 (Jones v. Snoud [1825], 2 C. & P. 196; 31 R. R. 650) 経過した場合の如きは最早同時と云ふことを得ないとせられた (Phipson, p. 454; Cockle, p. 233)。従つて、新法の下に於ても相當の敏速を以て行はねばならぬと解するとしても、從來の同時にと云ふ觀念と非常な相違を來すことになるとは思はれないやうである。

新法に於ては記録 (record) の何たるかに付て定義を與へてゐない。しかし、之に對しては次の二個の例を擧げ、以て其性質の何たるかを明かにすることが出来ることとされる。即ち、

第一に或る人が或る時日に病院に入院してゐた事實を立證しようとする場合には、患者記録を保

管する病院の記帳係が、病院の他の職員が作成した紙片 (sheets) への記載から、其記載事項を寫し、以て自己の保管する患者記録へ記入したる場合に於ては、新法に従へば、かゝる記入は之を證據として認容することが出来るのである。然るに、舊法に於ては紙片へ記入した職員、即ち直接患者を取扱つた職員を證人として呼出すことを要するのである。ところが、かゝる職員は特定患者が入院してゐた正確なる時日を思ひ出すことは恐らく出来ないことでもあらうし、又手控への紙片が毀滅せられてをる場合には、記帳係の帳簿を参照することは許されぬのである。何となれば、之は證人自身の作成したるものでもなく、又證人が事實に照合して其記載事項の正しきことを確めた譯でもないからである。

第二に商人 (shopkeepers) が其商品の配達を立證せんとする場合には、事實其配達の任に當りたる者を證人として呼出す必要なく、配達を記入したる帳簿 (繼續的記録であるから) を證據として提出することを得べく、之を以て配達に付ての一應の證據とせらるるのである (第一條參照)。勿論右の帳簿は配達人自ら當該商品を配達したる旨を口頭又は書面により報告し、この報告に基き店員 (clerk) が普通の營業過程に於て記入した帳簿でなければならぬ。かゝる記録は唯一の認容せらるべき傳聞證據である。従つて、かゝる記録の基底を爲す報告者の知覺は、報告者自らの知覺でなければならぬ。

故に若し報告者の知覺にして直接の知覺(*first-hand knowledge*)でないならば、かゝる者の報告に基いて作成せられたる記録乃至文書は新法と雖も之を證據として認容せざるものである。

各種の航海日誌(*log books*)、メーター、其他自働的に記録を爲すもの、氣象上の記録、ソリシタト又は醫師に依る手控等は之を一應記録中に包含せしめてよいであらう。しかし乍ら、自ら進んで義務として記録を作成したる場合には、かゝる記録に依る陳述は、自己の知覺に依る記録事項の範圍内に於てのみ之を證據として認容し得るものと云ふべきである。なほ、記録は必しも一人のみに依つて作成せらるゝことを要しない。數人が之を作成するも妨げぬところである。

斯の如く、文書を證據として提出し得る結果は、陳述者が證人として呼出されたる場合に於ても、舉證責任を輕減することゝなるのである。何となれば、證人は其文書を自ら作成したるものなりや、又、之に依つて取扱はれてをる事項を親しく知覺するものなりやを訊問せらるゝことを要するのみであつて、それ以上何等の訊問をせらるゝことなく、陳述を證據として提出し得るからである。之は専門的重要事項の場合に於ては、例へば死因發見の爲めにする死體の醫學的検査(*post-mortem examination*)又は學術的報告等の場合に於て、大いに利益あるものとせらるゝのである。更に又、之は複雑せる専門的事實又は證人が其記録に留めたる事件を全然忘却せる場合に於ても、其利益は大

なるのみならず時間の節約も亦著しきものとされるのである。

新法に於て認容せられざる文書と雖も、記憶を新にする爲め之を用ひ得る場合の存することあるは勿論である。何となれば證人は自ら作成せざる文書に依り其記憶を新に爲し得るからである。而してこの場合には次の要件を具備せねばならぬ (Phipson, p. 454; Phipson, Manual, p. 228; Cockle, p. 294; Taylor, 2, § 1410; Stephen, art. 150.)

- (一) かゝる文書が證人の面前で作成せられたること。
- (二) 事實が記憶に新しく (Fresh) 證人が文書中の陳述にして正確なることを知れる場合。
- (イ) 其文書に對し證人が承認を與へたること。
- (ロ) 證人が其文書を調査し誤なきことを認めたること。

ニュー・ヨーク州民法第一八四八條は次の如く規定してゐる。

「證人は事實發生の當時又は其直後、若くは事實が證人の記憶に新にして其事實が文書中に正確に陳述せられたることを知るときは其他の時期に於て、證人自ら認めたる又は其指圖の下に認められたる文書に依り、其事實に關し記憶を新にすることを許さる。然し乍ら、かゝる場合に於ては其文書は之を提出することを要し、相手方たる當事者は之を閱覽することを得べく、若し其當事者にして欲するならば、之に基き證人を反詰問し、之を陪審員に對し詰問かすことを得べし。證人は又特定事實に付き之を記憶に留めざるときと雖も、かゝる文書に基き證言を爲すことを得。然れども、かゝる證據は之を認容するに注意を要すべし。」

次にインド證據法第一五九條は次の如く規定してゐる。

証人は訊問を受くる間に於ては、其訊問せらるゝ事件の當時又は其事件が証人の記憶に新なりと裁判所が思考する程度の事件後の時期に於て、証人自ら作成したる文書を参照することに依り、其記憶を新たにすることを得。

証人は又他の者に依つて作成せられたる文書にして証人が前述の期間内に之を読み、其讀みたるとき正しきものなることを知りたる場合には、かゝる文書を参照することを得。

證人が文書を参照して記憶を新たにし得る場合には、裁判所の許可を得てかゝる文書の際本を参照し得べし。

但裁判所は原本を提出せざることに付き十分なる理由あることを認めたることを要す。

専門家は専門的論文を参照し其記憶を新にすることを得。

新法第一條第四項は文書中の陳述は之を爲したと主張される人に依り自ら爲されたるか、又は其正確なることに付き其責に任ずるか、之等の點に對し書證の存在を要求してをるのである。而して、之が爲めには裁判所は當該陳述を包含する文書の形式又は内容又或は他の事情から相當なる推斷を爲し得るのである(第一條)。換言すれば、文書の信憑力に付き問題を生じ、しかも陳述者を利用し得ざる場合は、裁判所は各場合の事情に従ひ、或は文書の調査を以て満足することを得べく、又或は他の十分證據を要求し得るのである。

なほ注意を要することは、陳述が確定し得べき事實に付ての争を包含する訴訟が繫屬し又は豫期せられたる當時、利害關係ある者に依り爲されたるかゝる陳述は之を證據として認容されぬことである(第三條)。この點に付ては後に述べることとする。(未完)